

改憲動向のなかの社会権の位置

多 田 一 路

はじめに

1 改憲論のなかの社会権の位置づけに対する理解

- (1) 中島徹氏の理解
- (2) 従来の「日本型」福祉国家
- (3) 新自由主義の衝動
- (4) 社会保障費用の負担者の変更と改憲論

2 社会権の実現とはどういうことか

- (1) 社会権の実現
- (2) 実 態……国の政策的裁量

3 改憲論における社会権の観点

- (1) 改憲論の二つのタイプ
- (2) 両タイプにおける，国民の責務・義務と，自律・共生とのリンク
- (3) 基本的人権原理そのものの転倒

おわりに

は じ め に

2005年11月22日，自由民主党（以下，自民党と略す）は立党50年記念党大会において，「新憲法草案」と題する憲法改正条文案¹⁾を党として正式に決定した。20世紀末から，明文改憲の動きが本格的になっていたが，いよいよ主要政党が条文形式で草案を作成するような情勢に至った。

現在問題になっている改憲論議は，多くの論者が指摘²⁾しているように，部分的な手直しではなく，全面改正を志向するものとなっている。また，解釈改憲で乗り切ろうという議論があまり見られないという点も指摘できる。つまり，実際に憲法典の文章を，全面的に書き換えるということが志

向されていた。

しかし、自民党の「新憲法草案」は、前文こそ全面的な書き換えになっているが、条文は、日本国憲法の各条文をたたき台にした条文ごとの改変という体裁を採っている。この体裁が何を意味するのかについては、ここでは検討できないが、少なくとも、前文を全面的に書き換えたことは、全面改正志向の延長線上にあると言えそうである。というのも、条文と区別して前文という形で法文書が存在するとき、そこにはその法規範の制定目的や基本理念が語られるのが一般的であるからである。今回自民党は、前文を全面的に書き換えることによって、憲法の拠って立つ基本理念の変更³⁾を表明した、と見るべきであろう。

確かに、論理的には、全面改正であるからといって、それが直ちに基本理念の変更であるとは限らない。しかし、この数年間の改憲議論は、全面改正＝新憲法の制定という脈絡⁴⁾で進んできた。現行の日本国憲法の単なる改正ならば、それが基本理念の変更になるか否かは、何が改正対象であるのかによって異なるが、新しい憲法を創る、ということならば、日本国憲法で示されていた基本理念の変更が念頭にあると見ざるを得ない。基本理念の変更が不要なのであれば、部分改正で済む話だからである。

ところが、この間の改憲議論は、日本国憲法のこういった基本理念が問題だから、新しい憲法を創る、といった議論は皆無で、ただ、「新時代にふさわしい」⁵⁾とか、「文明史的転換期」⁶⁾と言うに過ぎない。朝日新聞が2004年8月に、「改憲という気分」という特集を組んだが、その記事中、民主党の達増拓也衆議院議員は、「憲法をめぐる対立軸は、もはや『右』か『左』ではない。『前』か『後』か、だ」といい、「霞ヶ関の中堅官僚」は、「経済が落ち込み暗いご時世だから、元気が出る憲法をつくるべきだ」とする⁷⁾。ここで読み取れるのは、改憲とは前向きな営みであり、護憲とは後ろ向きの営みである、という観念である。確かに、何かを変革するということは一般的には、新しいことを行うということであるように見えるから、憲法を変える、しかも根本的に変えるということは、その内容を捨

象してしまえば、前向きメッセージとして響く。

このような改憲衝動の中に、社会学者の渋谷望氏は「戦後史を全面否定し、リセットして出直したいという、いらだち」⁸⁾を見出す。戦後史のリセットは必ずしも日本国憲法のリセットにはならないはずだが、最近の改憲論はそのような理性的議論に耳を傾ける気配はない。改憲派の憲法学者の代表格である小林節氏もさすがに、次のように嘆く。「法律家は、概念と論理を大事にする。だからこそ、個別的自衛、集団的自衛と言葉を分けて、これはできるけれどあれはできないと、ぎりぎり議論している。それなのに、『法律論はともかく、やりたいことは何でもやる』というのだから、憲法論議をするのが空しくなった」⁹⁾。

「絶対にやりたいこと」だけははっきりしている。それは、現行の9条2項の「戦力不保持、交戦権否認」規定を変更し、武力の行使を行いうる実力組織を憲法的に正統化して、さらに、アメリカを念頭においた「国際協力活動」すなわち海外における軍事活動に対する抑制を解き放つことである。

ところが、今般の改憲論は、「絶対にやりたいこと」だけにしぼって確実にやりきろう、という姿勢は少なくとも表立ってはあまり見られない¹⁰⁾。むしろ「絶対にやりたいこと」は絶対に外さないが、それ以外にもさまざまな改憲メニューを提示しようとする。すでに述べたように、全面改憲というかたちをとっているのである。

このように、現代の改憲論は、9条2項という絶対的ターゲットを持ちつつ、一方で全面改憲志向を示す。この点について、渡辺治氏は、全面改憲は、当初は9条改憲を通すためのオブラートであったが、90年代の末ぐらいから、オブラートという側面に加えて、構造改革の推進という目的が加わっている、との見方を示す¹¹⁾。そして、この構造改革の推進には、二つの点で改憲と結びつくという。一つは、構造改革の推進に対して憲法上の制度がブレーキの役割を果たしているという点、いま一つは、構造改革の推進によって、日本における既存の社会統合も解体することになるため、

新たな社会統合のしくみを構築する必要があるという点である¹²⁾。

本稿では、この構造改革の推進との関係で、現代の憲法改正論議が社会権についてどのような見方をしているのか、また、社会権をどのように変容させようとしているのかを検討する。

1 改憲論のなかの社会権の位置づけに対する理解

(1) 中島徹氏の理解

全国憲法研究会が2005年5月に出した『憲法改正問題』(法律時報増刊)は、現代の改憲論を総合的に検討するものとなっているが、その中で、中島徹氏は、生存権条項に関する改憲について、「具体的な提案はないに等しく、確かに、現在の実務上の理解、そして学説上の理解のもとでは、「政府が生存権の保障を怠っても、市民がその責任を法的に問える可能性は限りなくゼロに近い。つまり、二五条に裁判規範性を認め、生存権を実効性のある憲法上の権利として再定義するというのでもない限り、現行規定を変える必要性は特には存在しない」とする。そして、「社会保障に関する改憲構想の照準は、実は二五条にではなく、従来の日本型システムそのものに合わされている」のであって、日本型「福祉国家」の解体という点にある。そして、その際に問題となるのは、「いったい今後は誰が社会保障に必要な財源を負担するか」ということであるとした¹³⁾。

この見方について、基本的に異論を挟むことは必要ないように思われる。9条の場合は、政治的現実が憲法の禁止規範から乖離した。立憲主義的に言い換えれば、憲法規範から逸脱した政治的実践が警察予備隊の設置以来行われ続けた。この実態に直面して、いわゆる護憲派は、憲法規範のほうを重く見て、そこから乖離していく実態を憲法違反であると評価し、いわゆる改憲派は、政治的実践が憲法違反として否定されるのを拒んできた。自らが実践してきた政治を憲法違反だと非難されるのは居心地が悪いから、憲法のほうを変えることによって辻褃を合わせる。このように、9条に関

する問題では、9条を変えない限り、憲法上の正統化が得られないのだから、明文改憲の衝動は極めて強いということになる。解釈改憲でことがすめばそれでもいいのだが、政治的実態は、もうそれを許さないところまで進展した¹⁴⁾。

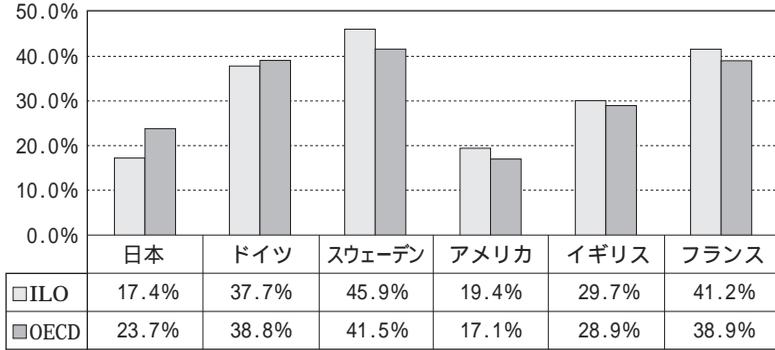
ところが、生存権規定を中心とする社会権の問題では、現行憲法においても、それが何がしかの義務付けを政府に課するものとは一般に理解されておらず、何らかの法的拘束力を持つものとしては運用されてこなかった。後にも述べるが、社会権の問題では、あたかも国に大幅な裁量が認められるかのような運用がなされてきたのであって、新自由主義的な、福祉国家を極小化するような政策を採っても、法的な問題には至らないかのように考えられてきた。このため、現行憲法の特に25条の規定は、9条と異なり、桎梏になっていないのである。しかしながら、筆者は中島氏と同様、「憲法二五条にも、隠れた改憲構想は存在する」¹⁵⁾と見る。

(2) 従来の「日本型」福祉国家

ここで、「解体」が目指される「日本型」福祉国家¹⁶⁾とは何か、ということを検討してみよう。中島氏も指摘しているところだが、簡単に言えば企業社会型福祉国家と呼ぶことができよう。すなわち、ヨーロッパ諸国と比べて社会保障給付費が低く（次頁図1）、その分を企業内福利や年功序列賃金がカバーしている¹⁷⁾ということである。ヨーロッパ諸国では、基本的には賃金と各種社会保障給付で生活が営まれているのに対し、日本では、基本的に賃金一本で生活が営まれている。「社会保障」のイメージも相当に異なるといえよう。日本ではなおも「救貧」的イメージが付きまとうのに対し、例えばフランスでは、「あらゆる社会政策は、時として、国民的連帯の表現として考えることができ」、「社会保障制度の存在もまた、それ自体、国民的連帯の実現である」¹⁸⁾と考えられるようになっている。

スウェーデンは、ヨーロッパ諸国の中でもとりわけ社会保障の厚い国として知られているが、児童福祉法によるものだけをとりとってみても、新

社会支出 (OECD 基準, 2001年), 社会保障給付費 (ILO 基準, 1996年) の国際比較



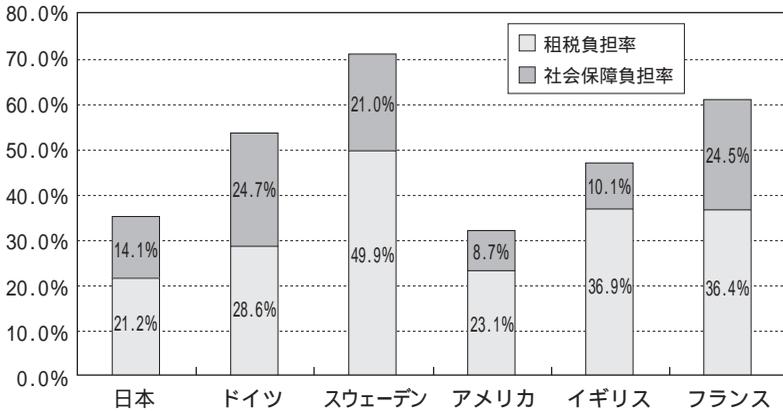
OECD 基準は、平成17年度社会保障統計年報117頁参考表2による。

ILO 基準は、厚生労働省編『海外情勢白書 世界の厚生労働2004』付表6- による。

ただし、アメリカ、イギリス、フランスの ILO 基準値は OECD 基準値から推計されている。

図 1

国民負担率の対国民所得比 (2003年)



平成17年度社会保障統計年報第359表による。ただし、日本は第31表に拠った。

図 2

婚家庭に対する家具購入資金の低利融資， 妊娠出産関連費用はすべて無料， 出産手当， 16歳までの児童手当， 公教育は，中等高等も含めて無料，教科書・教材等の無料支給，などとなっているし，医療については，基本的に自治体が経営主体であり，患者の自己負担分は一定額（日本円にしておよそ1000円程度）の窓口負担を超える分について無料となっている¹⁹⁾。国家予算に占める社会保障費の割合は，約37%で，20%台で推移する日本よりも多く，さらに自治体の歳出もそのほとんどが教育と福祉に占められている²⁰⁾。

これに対し，スウェーデンは，税負担の重さが強調されることが多い。このときにしばしば持ち出されるのが，国民負担率である。国民負担率とは租税負担率と社会保障負担率の合計を指すが，2003年度の対国民所得の国民負担率を見てみると（前頁図2），日本が35.3%に対し，スウェーデンは70.9%となっており，確かに国民負担率はスウェーデンが高くなっている²¹⁾。ところがこの数値には，「誰が」負担しているのか，が示されていない。周知のように，日本では，個人が負担する租税（所得税など），企業等が負担する租税（法人税），個人と企業が共通して負担する租税（消費税などの各種間接税）がある。また，社会保障負担は，私企業に雇用されている労働者の場合，使用者と労働者で折半されている。つまり，国民負担率という「国民」は，国民個人個人のことではなく，企業等も含めた概念であり，租税負担率とは，個人負担税と法人負担税とが合わさったもの，社会保障負担率も，個人負担と企業負担の合計である。租税部分については，一般に，高福祉国家は付加価値税などの一般的消費課税に対する依存度が高いことが指摘されている²²⁾。一方，社会保障負担部分は，日本が労使折半であるのに対し，スウェーデンは原則として雇用主が負担²³⁾する。

ごく大雑把に考えれば，社会保障を国の事業として行う以上，その財源が租税収入であるのは，至極当然である。とすると，社会保障が厚ければ，当然に国民負担は上昇することになる。国庫は打出の小槌ではないから

である。社会保障を受ける側から見れば、十分な社会保障が約束されるのならば、負担感は減り、社会保障給付に不安があれば、負担感が増す²⁴⁾ことになるであろう。こう考えると、租税及び社会保障負担が、どれほど個人(ないし家計)に還元されているかが問題となる。福祉国家・社会国家は、国家が所得の再配分機能を営むからこそ正当化されるであろうし、所得の再配分は、どの人についても抛出と同じ分だけ帰ってくるのではなく、資産的に余裕のあるところから生活の厳しいところへと富が流れ込まなければ、意味がない。

在スウェーデン大使館専門調査員を務めたことがある竹崎孜氏は、負担に関する日本とスウェーデンの比較で欠けているのは、「固定家計費」の算入である、とする。ここでいう「固定家計費」とは、国民の支出を家計ベースで見たときに、公的負担である租税や社会保険料のほかに、「月々の家計出費の中で……絶対に避けられない支出」²⁵⁾のことである。その内訳として、教育に関する費用、民間の保険料、貯蓄、医療費などが挙げられている。これらはいずれもスウェーデンの家計ではほとんど支出されていない。医療費はすでに見たように安価な定額を払うのみであり、公教育は無償である。日本における民間の保険加入や貯蓄は、多くの場合余剰資産の活用ではなく、将来に対する不安感によるものであると考えられるため、竹崎氏はこれらも「固定家計費」であるとする。そして、スウェーデンは、これらの「固定家計費」を考慮する必要がなく、したがってその分が可処分所得になるという。この結果、氏の計算によると、年間所得700万円の家計を比較した場合、スウェーデンは70%が可処分所得であり、日本は57.5%が可処分所得である²⁶⁾、とのことである。このように見ると、よく喧伝されるような、一般国民がいくら働いても重い税金で持って行かれる、というイメージとは異なるように思われる。

福祉国家研究の世界ではよく知られているエスピン-アンデルセンの福祉国家レジームの三類型によると、日本は、「自由主義 残余主義モデルと保守主義 コーポラティズムモデル双方の主要要素を均等に組み合わせ

ている」²⁷⁾とされる。自由主義的福祉国家とは、扶助に当たってミーンズテストが適用され、社会保険も最低限のものであり、それを超える多数の通常の市民の間では市場における商品化された福祉が利用される。保守主義的福祉国家とは、国家主義的パターナリズムによるもので、「ノブレス＝オブリージュ（noblesse oblige）」の原理に基づいて社会保障が行われるが、家族の相互扶助を原則とするので、そういった相互扶助に対して支援するために家族単位での社会保障が見られる。ここでは階層ごとに異なる福祉がなされるため、階層の固定化につながる。なお、エスピン・アンデルセンの第三の類型は、社会民主主義的福祉国家と言われるもので、普遍主義の原理に基づき、脱商品化された福祉が新しい中間階層まで到達するような高レベルの給付がなされる²⁸⁾。

小括すると、日本は、社会保障関連の規模がヨーロッパに比べて小さく、その分を、年功序列賃金上昇を裏付けとし、将来への不安感を要因とする、貯蓄や民間保険商品の購入といった自助努力で補っているということができる。そしてその分、企業負担も含めた国民負担率がヨーロッパに比べて低くなっている。社会保障においては十分に「小さな政府」なのであり、これが、「日本型」福祉国家の実態であった。

(3) 新自由主義の衝動

以上見たように、「日本型」福祉国家は、エスピン・アンデルセンによって保守主義モデルと診断されるヨーロッパ諸国（スカンジナビアは、社会民主主義モデルと診断されている）の高福祉給付と比べると、明らかに見劣りし、その意味では、自由主義 残余主義モデルの要素を色濃く持つ。しかし、この「日本型」福祉の現状に対してさらに新自由主義を推進する経済的衝動が見られることは、たびたび指摘されている²⁹⁾。

この衝動を理屈付けているのが「負担軽減」論である。日本経団連が2005年1月18日に発表した改憲構想「わが国の基本問題を考える これからの日本を展望して」では、「歳出抑制に向けた改革」という項目で次

のように言っている。

「歳出改革における最重要課題は社会保障改革である。急激な高齢化の結果、二〇二五年度の社会保障給付費は二〇〇四年度の一・八倍にも増大すると予想されており、財政の悪化のみならず、企業負担の増大や国民負担率の増大につながり、活力の低下、税収の減少を招く。「自立・自助・自己責任」を社会保障の原則としつつ、年金、医療、介護の各制度について、公的保障の範囲見直しなどを進めるべきである。」³⁰⁾

ここでは、公的保障の見直しの理由として、「企業負担の増大や国民負担率の増大」を挙げている。国民負担率の増加が活力の低下につながるかと言えば、その分が個人に十分に還元されればそうとは言い切れないことが、ヨーロッパを見ればわかる。また、国民負担率が低いからといってその分可処分所得が高くなるとは限らないことは、すでに見た。したがって、ここで問題になっている負担は、国民個人個人の負担一般のことではなく、社会保障給付の対象にならない企業の負担であり、負担に見合った給付を受ける可能性がほとんどない高所得者の負担のことであることがわかる。このことは、「自立・自助・自己責任」という言い方で、本人負担を求めていることから明らかである。

結局、「負担軽減」論とは、あくまでも企業負担、高所得者負担の軽減要求であり、社会保障を受けるであろう個人の本人負担増の要求のことであった。

ところが、これまでもすでに高所得者の負担は軽減されてきた。次頁表1は、所得税の税率の推移を示すものであるが、それを見ると、最高税率がだんだん下がってきているのがわかる。租税政策上75%という税率が妥当であったのかどうか、門外漢の筆者にはわからない³¹⁾が、少なくとも、消費税が導入された1989年に60%から50%へと下げられ、さらに、37%まで下がっている。しかも1995年の改正を除けば、最高税率が適用される収入レベルも下がってきているのがわかる。つまり、この間、超高額所得者に適用される最高税率は、60%から37%まで下がったのに対し、年間所得

改憲動向のなかの社会権の位置（多田）

表1 所得税の税率構造の推移

	49年 (%)	59年 (%)	62年 (%)	63年 (%)	元年 (%)(万円)	7年 (%)(万円)	11年 (%)(万円)	19年 (%)(万円)
税 率	10	10.5	10.5	10	10(～ 300)	10(～ 330)	10(～ 330)	5(～ 195)
	12	12	12	20	20(～ 600)	20(～ 900)	20(～ 900)	10(～ 330)
	14	14	16	30	30(～ 1,000)	30(～ 1,800)	30(～ 1,800)	20(～ 695)
	16	17	20	40	40(～ 2,000)	40(～ 3,000)	37(1,800～)	23(～ 900)
	18	21	25	50	50(2,000～)	50(3,000～)		33(～ 1,800)
	21	25	30	60				40(1,800～)
	24	30	35					
	27	35	40					
	30	40	45					
	34	45	50					
	38	50	55					
	42	55	60					
	46	60						
	50	65						
	55	70						
	60							
	65							
	70							
75								
住民税の最高税率	18%	18%	18%	16%	15%	15%	13%	10%
住民税と合わせた 最 高 税 率	93%	88%	78%	76%	65%	65%	50%	50%
税率の刻み数 (住民税の税率の刻み数)	19 (13)	15 (14)	12 (14)	6 (7)	5 (3)	5 (3)	4 (3)	6 (1)

(注) 49年及び59年については賦課制限がある。

出典：財務省ウェブサイト（<http://www.mof.go.jp/>）「所得税など（個人所得課税）に関する資料（平成18年4月現在）」（2006年6月3日閲覧）

300万円以下の最低税率は、一貫して維持されている³²⁾。所得税ベースではこのように、高所得者の負担こそが軽減されてきた。

一方、法人税率も1987年の42%から、現行の30%に下がっており、また、国の税収に占める法人税の比率も下がっていることから、企業負担も軽減されてきたことが十分に推測できる。すでに負担軽減がなされている中で、さらなる負担軽減を求めているのが、日本経団連の主張である。しかも、社会保障給付費の増大と企業負担の増大とを天秤にかけ、企業負担の増大になるのなら社会保障給付費は増えるべきではない、という姿勢を見せている。

もし、「負担軽減」を純粹に追求するなら、それは歳入の減となるはずであるが、それでは国家財政を圧迫することになる。したがって、財政論的観点から国民を説得する必要が生じる。ここで、「負担の公平」ということが盛んにいわれることになる。政府税制調査会2004年度答申³³⁾の中には、次のような記述がある。

「高齢化の進展に伴う社会保障給付の増加が見込まれる中、広く公平に負担を分かち合い、安定的な歳入構造を確立するための取り組みも避けて通れない」
「経済社会の構造変化を踏まえて税・社会保障負担のあり方を改革する中で、受益と負担のバランスを図る観点から、給付面の抜本的見直しとあわせ、現在世代の負担水準の引上げを図るべきである。その際、社会保障における税負担と社会保障負担の意義・役割や、そのどちらにより重く依存すべきかの検討が重要な政策課題となつてこよう。」

また、次のようにも言う。

「地方税体系の中で個人住民税が応益性、自主性の要請に最も合致している点を踏まえ、所得税から個人住民税への移譲を基本とすべきである。」

ここから読めるのは、これまで応能的に負担をしてきたが、これは不公平な負担であった、これが歳入構造を不安定化してきたのであり、これからは応益的負担により、負担の公平化をはかり、もって歳入構造を安定化すべきである、というものである。負担の公平化が歳入構造の安定化につながるのか、財政学にうとい筆者にはわからない。しかし、国家の財政基盤

をしっかりとさせるためには、国民が広く公平に負担することが必要であると言いたいのだ、ということくらいは理解できる。つまり、財政が大変なのだから、国民の皆さんにも応分の負担をしていただく、というメッセージである。

(4) 社会保障費用の負担者の変更と改憲論

結局、社会保障に関する最近の流れは、高所得者・企業負担から、大衆・受益者負担へと移行しつつあるようである。この流れを改憲論との関係で見るとき、社会権の保障とどのような関係にあるのかということが問題になる。この点について、次章以降で検討したい。

2 社会権の実現とはどういうことか

(1) 社会権の実現

社会権、とりわけ生存権の保障に関する法的問題としては、従来、プログラム規定説、抽象的権利説、具体的権利説などの対立があったが、法的権利性を認める場合にも、「給付」請求権までには至らないとするのが、共通する見方であった。具体的権利説は、不作為の違憲を確認する訴訟形式を承認する形で、立法府に対する「作為」請求権として構成しようとする試み³⁴⁾であるが、その際の作為の具体的内容が結局立法府に委ねられているのなら、請願権とどう違うのか、という問題が残ろう。もちろんこれに対しては、請願権の場合は、相対立する内容の請願がなされうことを考慮に入れるから、作為の具体的内容が立法府に委ねられているとする場合の根拠が、具体的権利説とは相当に異なるし、裁判所の違憲判断への対応であるという点も異なる、との回答がなされ得よう。しかし、ここで問題にしたいのは、法的性格それ自体ではない。

本節で検討したいのは、社会権の経済的側面である。通説的な人権思想史の理解では、自由権から社会権へ、という歴史の流れを承認する³⁵⁾。基

本的人権が確立していった初期にあつては、自由こそが基本的人権の中核をなすものであつた。しかし、中でも経済的な自由放任は、その保有する財産があまりに少ない場合は生存をも脅かされる事態が生じうるのであつて、そこで、経済的自由に介入してでも個人の生存を保障することが基本的人権として観念されていくのである。この場合に、個人の生存を保障するためには、何らかの現物の財ないしサービスの給付もしくは金銭的給付がなされることになるから、資本主義社会にあつては、生存権を含めた社会権は経済的側面を必ず有することになる。かつて、小林直樹氏は、「社会経済的基本権」というカテゴリーのもとに、いわゆる経済的自由といわゆる社会権とを置いた類型を行っている³⁶⁾が、これは、社会権の経済的側面に着目した分類方法を採用している、と見ることができよう。

そして、社会権、とりわけ生存権を実現するという側面から見れば、どうしても経済的な問題にならざるを得ない。「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するためには、その生活レベルを維持するための生活資料を得る必要がある。資本主義社会ではそれを金銭的に評価することができるのであり、つまり何円あれば「健康で文化的な最低限度の生活を営みうるのか、を問題とせざるを得ないのである。朝日訴訟³⁷⁾においても、月々600円が「健康で文化的な最低限度の生活を営む」に足る金額か、が問題なのである。

ところで、現物の財・サービスを含むさまざまな給付を受けるときに、それに対する対価を支払っているのであれば、その給付は社会権の実現とはいえない。それは単に給付を商品として購買しているだけである。つまり、どのような名目であろうと、費用を受益者が完全に負担しているのであれば、資産の形態の変化(G-W)が行われただけであるから、それは市場で行われうるのであつて、国家が介入する必然性はない。大金持ちの高齢者が、自分の介護を自分の資産を抛出して行つても、それを社会権の行使あるいは社会保障とは言わないであろう。また、個別受益者が受益費用を完全には負担していなくても、受益者全体が平等に抛出した原資をも

とに、何らかの条件を満たす特定受益者が給付を受けるというだけなら、それは金融商品としての保険であって、やはり国家が介在する必然性はない。さらには、自らが所有する資産を活用して、リスクを背負いながらその資産を増殖させるのは、投機的金融商品である。

このように考えれば、社会権の保障を国家の役割の一つに加えるような福祉国家・社会国家にあっては、国家による所得の再分配、その結果として人間としての生活が行われるための経済的補填が確実になされていなければ、福祉国家・社会国家としての意味がない。同時に、資本主義社会にあって、所得の再分配を行いうるのは国家しかない³⁸⁾。というのも、所得の再分配を行うためにはそのための一定の原資が必要であるが、租税やその他の形でその原資を強制的に徴収できるのは国家しかないからである。社会権の実現とは、所得の再分配の結果でなければならないのである。

このように、社会権の実現を所得の再分配として考えるなら、給付水準の適正さのみを検討するのではなく、原資調達の見地も同時に検討しなければならないであろう。原資調達という側面で、国が行う社会保障を見ると、一般に税方式と保険方式とを見ることができる。保険方式は、定額制と所得比例制がありうるが、多くの場合、所得比例制によって調達がなされている。税方式の場合は、おおまかにみると、累進制と比例制（所得比例および支出比例）が見られる。

原資調達は保険方式で行いその保険料が定額である場合、国庫からの繰入や事業者強制負担³⁹⁾がなければ、国が相互保険会社を営んでいるのと同じであり、所得の再分配にならない。所得比例制を導入することによって所得の再分配に近づくが、なお完全ではない。年金の場合は、基本的に支払った保険料に応じた年金額になるため、所得の再分配効果は減じられる。健康保険の場合は、支払った保険料とは無関係な医療の現物給付であるから、ある程度の所得の再分配効果が期待できる。しかし、生活そのものを保障するものではないから、「所得の再分配」という言葉で意図されているものとは若干異なるであろう。さらに、日本の健康保険の場合は、

医療給付を受けた対価の本人負担部分がある。この部分の割合が高ければ高いほど、所得の再分配効果は減じられる。一方で、年金保険や健康保険は、事業者負担が強制されている⁴⁰⁾ので、その部分は所得の再分配効果があるということになる。

原資調達を税方式で行う場合、日本においては、所得税、法人税、消費税が、おもな調達手段となっている。法人税収入が多ければ、個人にとっては所得の再分配効果を認めることができる。残る二種類のうち、消費税は、所得ではなく支払いに比例する課税となっているが、この場合は、低所得者ほど生活費を圧迫する。というのも、人間が人間としての基本的な生活を営むためになされる支払いは、収入の多寡に依存せず、所得が少ないからといってもこれ以上生活を切り詰めることのできないラインは厳然として存在するからである。また、間接税であるがゆえに、絶対的貧困層であっても負担することになる。これらのことから、消費税の「逆進」的性格がとくに指摘されているところであるが、そうすると、所得の再分配効果にとってはマイナスに働くということになる⁴¹⁾。

まとめると、社会権の実現は、所得の再分配効果を伴わなければ意味がないが、その際原資調達方法としては、高額所得者からより多く調達すればその分所得の再分配が強く働くのであり、それにもっとも適した方法は、所得累進的に調達する方法であると言える。逆に、大衆的消費課税はすでに指摘したように、絶対的貧困層であっても、ある程度の決まった金額は徴収されることになるから、その点で所得の再分配に逆行する。

(2) 実 態……国の政策的裁量

実際に国が社会保障を行うとき、それが基本的人権の実現と言うよりはむしろ、国の政策的裁量としてなされてきた観は否めない。基本的人権の実現として捉えるなら、90年代以降の社会保障の抑制は、人権保障という観点からの歯止めがかからなければならぬはずであった。

しかし、実際には例えば、「措置」制度が介護受給者の自立性を阻害す

るなどという理由で、それまで税金でまかなわれていた介護費用を2000年に保険化し、営利企業が介護供給主体として参加できるようにしたりしている。これによって、介護利用者は、これまで無料で受けていた介護サービスを、保険料と自己負担金を負担して受けることになった⁴²⁾。「措置」制度下における介護費用措置は、人権保障としての社会福祉という前提に立ち、そうであるがゆえに、費用負担は国や自治体の責任とされた、という点に基本があった⁴³⁾のであり、その経済的側面として、所得の再分配機能があった。これを保険化することは、介護部門においては所得の再分配機能を弱体化させる⁴⁴⁾、ということになる。

また、保険医療費も、患者の自己負担割合が増やされた。健康保険給付の原資調達は、加入者、事業者、国の拠出によるものであるから、患者の自己負担増は、事業者と国の負担の軽減である。ここでも、所得の再分配機能が低下している。

もし、社会保障が人権保障であるという観点を、政治及び行政担当者が持っていれば、社会保障は国の事業として何としても維持しなければならない（憲法13条、25条2項）ことになるが、「聖域なき構造改革」は社会保障の優先性を認めなかった。むしろ社会保障の「高コスト構造」が批判され続けた⁴⁵⁾のである。

このようにして、社会権の実現を所得の再分配という観点から見ると、すでにこれまでにその実現効果は減じられてきたのであり、以上の概観から、国は一貫して社会権の実現課題を、政府の「合目的的な裁量」⁴⁶⁾の問題であったり、「具体的にどのような立法措置を講ずるかの選択決定は、立法府の広い裁量」⁴⁷⁾であるといった、単なる政策問題として捉え続けてきたと言える。

3 改憲論における社会権の観点

(1) 改憲論の二つのタイプ

渡辺治氏は、現代改憲論について、二つのタイプがあると指摘する。一つは新自由主義タイプとされるもので、その極端なものとして、日本経済新聞「次代へ生きる憲法に 自律型社会に対応を」(2000年5月3日)が挙げられている。そこでは、官主導国家の打破という文脈で、福祉国家そのものと25条を「問い直し」、経済的自由については「自由な競争秩序を守るための規制は許されるが、競争制限・参入規制的な制限は原則として認められないといった趣旨」が「一案」といいつつ主張されている。いま一つは、ネオナショナリズムタイプとされるものである。その極端なものとして、西部邁氏の改憲論⁴⁸⁾が挙げられている。西部氏は、日本社会の「伝統」というものを強く押し出し、「日本国民とは日本の伝統の中心にある人間および社会にかんする根本規範をこれまで担ってきた日本の人々およびこれからも担おうとする日本の人々」と規定し、「この人々にこそ主権が存する」とする(前文)。また、天皇はこのような「伝統」の象徴であるとする⁴⁹⁾。

さしあたり、この区別に沿って、改憲論において社会権がどのように取り扱われているのか、検討する。

新自由主義タイプ

反福祉国家は、そもそも新自由主義の神髄であるということは、論を待たない。けだし、新自由主義は、そもそもはケインズ主義的福祉国家政策に対する批判から出てきたものだからである。その意味では、反福祉国家は、新自由主義の定義そのものである。このような新自由主義的理念が、日本国憲法における福祉国家の表現と理解される社会権規定⁵⁰⁾について、その人権的性格の換骨奪胎をめざすのは理の当然である。

ネオナショナリズムタイプ

ネオナショナリズムタイプは、すでに見たように日本の伝統という点から改憲論を説き起こそうとする。ここで、福祉国家はいわゆるリベラルの専売特許ではなかった、という点を想起する必要がある。ドイツで「福祉国家（Wohlfahrtsstaat）」という言葉よりも、「社会国家（Sozialstaat）」という言葉が使用されてきたのは、前者が「発生史的には、臣民の「平和と福祉」を国家目的に掲げた十八世紀啓蒙絶対主義下の近世自然法的・後見主義的干渉国家を指し」、「ポリツァイ」を連想させる⁵¹⁾からであった。このように、絶対主義の下でも、福祉国家は成り立ちうるものであり、その場合の思想的背景として、すでに指摘した「ノブレス＝オブリージュ」を挙げることができる。また、日本における伝統的思想の一つであるとされる「武士道精神」には「惻隱の情」という観念があることが指摘されている⁵²⁾。

このように、ネオナショナリズムタイプは、思想的には福祉国家と深刻な矛盾は生じない。西部邁氏の改憲案は、25条1項を次のように改正する。

「日本政府は、……健康で文化的な生活に関する最低水準を保障するよう最大限の努力をしなければならない」

ここで社会保障は国家の役割として描かれている。しかし、注意しなければならないのは、現行日本国憲法が明確に「権利を有する」としている部分をあえて外し、政府の「最大限の努力」に置き換えているところである。西部氏は、「シビル・ミニマムの概念は、市民の欲望に応える義務が政府にはある、という理路にもとづいて構成されるものではない。むしろ「法の秩序に従う」という基本的責任を市民が遂行しやすくするための条件」であって、「国家全体の活力低下」になるからこそ、シビル・ミニマムの保障がなされる、とする⁵³⁾。ここにおいて社会権や社会保障はもはや「権利」ではなく、「法の秩序」あるいは「国家全体の活力」を維持するためのツールとなっている。

このように、新自由主義のタイプもネオナショナリズムのタイプも、社

会権について基本的人権ないし憲法上の権利という発想で捉えていない、という点で共通している。この考え方は、現行憲法規定のもとでは、プログラム規定説と容易に結びつく。

(2) 両タイプにおける、国民の責務・義務と、自律・共生とのリンク

改憲論の社会権論がプログラム規定説と結びつくなら、現行憲法をそのような趣旨であるとして解釈すればいいだけであり、すでに述べたように、それだけでは改憲の必要性にはならない。しかし、社会保障給付を全くやらない、と言うわけにもいかない。一方、原資調達という側面に目を向けると、社会保障を国家の役割として行う限り、どこかからその原資を調達しなければならないが、従来は高額所得者や企業の負担を計算に入れたものであった。そこで、高額所得者と企業の負担という調達面における福祉国家的要素を解体するためには、受益者負担をより強調することになる。その新自由主義的表現としては、日本経団連が言うような「自立・自助・自己責任」というスローガンとなり、ネオナショナリズムの表現としては、国民の責務や義務の強調⁵⁴⁾ということになる。つまり、ここにおいて国民の責務・義務の強調と、自立・共生の強調とがリンクしているのである。

こう考えると、両タイプで共通した改憲の課題としては、国民の責務(義務)を明示し、強調することによって、社会権の基本的人権としての性格を減殺し、自立した個人としての応分の負担義務を課す、という点に求められる、と言えるのではないだろうか。

渡辺治氏によってネオナショナリズムタイプにカテゴライズされている日本会議新憲法研究会の「新憲法の大綱」⁵⁵⁾には、前文で「国家の一員としての責任を自覚して新たな国づくりへ進む」とし、「五、国民の権利及び義務」の(6)で、「遵法義務及び国を守る義務を明記する」としたうえで、同じ五の(2)で、「自由を享受し、権利を行使するに当たっては、自助努力と自己責任の原則に従う」とする。これらは、社会保障給付を受ける「権利を行使するに当たっては」、本来は「自助努力」の原則に基づかねばな

らないから、法によって定められた負担義務を果たさなければならず、そうでない限り、「自己責任」で解決せよ、というメッセージとして読める。

また、読売新聞の最新の改憲案⁵⁶⁾は、現行の25条に、第3項として「国民は、自己の努力と相互の協力により、社会福祉及び社会保障の向上及び増進を図るものとする」を加えている。読売新聞自身の説明⁵⁷⁾によれば、国庫からの支出と区別される、国民による拠出という意味での「社会連帯」を、「生存権と並ぶ社会保障の基本理念」とするということである。とすると、社会保障は、その原資を国民が拠出することを基本的なあり方とする方向へ進む。「個人に義務を負わせるものではない」と言いつつも、個人を「社会保障を支える「主体的な存在」ととらえ直す必要がある」と言うのだから、個人の負担義務は当然に想定されていると見なければならぬ⁵⁸⁾。

自民党憲法調査会憲法改正起草委員会の手になる「憲法改正草案大綱（たたき台）」では、「第四節 社会目的（プログラム規定）としての権利及び義務」の中に、現25条を位置づけようとする方向性が示されていることに加えて、「第三節」としてわざわざ一節起こした「国民の責務」の節に、「社会保障その他の社会的費用を負担する責務」が明示されている。これは、国民の責務・義務を強調すると同時に、社会保障については自助・自己責任の部分を強調するものとなっており、両タイプの改憲論がこの点で一致可能であり、実際に一致していることが、もっともはっきりと現れている。

(3) 基本的人権原理そのものの転倒

ここで、国民の責務・義務を強調することの意味を、もう少し考えてみよう。これがプログラム規定説の法的確認、言い換えれば、社会権から権利の性質を抜き去る（社会保障の権利性の剥奪）ための表現であることはすでに見た。ところが、さらに、自民党「新憲法草案」の12条で、「自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚しつつ、常に公益及び公の秩

序に反しないように自由を享受し、権利を行使する責務を負う」としたとき、基本的人権原理そのものが転倒してしまっているように見える。というのも、そもそも「立憲主義憲法は、人が固有の人権を有していることを前提として、権力を委託した国家権力が恣意的に行為し人権を侵害することのないように、もっぱら国家権力を縛るものとして構想され」、「国家が侵害してはならない人権（「自由権」）や国家が保障しなければならない権利（「社会権」）が列挙される」のを通例⁵⁹⁾とするのであって、基本的人権は「人間であることに基づいて当然に享有できる権利」⁶⁰⁾としての性質を帯びていなければならないからである。かくかくしかじかの条件を満たす（例えば、国家に対して何らかの責任や義務を果たす）人に限って保障される権利は、その純粋な意味での基本的人権とは言わない。

つまり、国民の権利・義務に関する総則的規定において、立憲主義的意味での人権性を換骨奪胎することを通して、憲法上の権利の概念そのものをいじれば、もはや個別の社会権規定をいじることなく、社会権の権利性の剥奪を確定させることが可能なのであり、このようにすれば、社会権に関する改憲課題（「日本型」福祉国家の解体）に対応することができるのである。

おわりに

自民党「新憲法草案」は、冒頭で述べたように、現行憲法の各条を修正するという形式をとり、社会権の部分については、「国の環境保全の責務」を加えた程度でほとんど修正を加えていない。ここだけを見れば、社会権は主要な改憲課題でないかのように見える。そして、現状でもプログラム規定として捉える以上、すでに憲法が保障する権利としての性格が希薄であるので、社会権に関する限り改憲の必要条件は存在しない。また、主要な改憲目標は9条にあるから、社会権規定を変えることによって足をすくわれないようにとの戦略的判断もあるかもしれない。

しかし、「日本型」福祉国家解体の要求があり、それに対し構造改革という回答をするなかで出てくる改憲論には、その要求に見合った改憲課題が提示されることになるのが素直な考え方であろう。自民党「新憲法草案」では、この点について、国民の権利及び義務の章の総則規定で、「権利には義務が伴う」とすることによって対応しているのである。この点で、社会権問題は、改憲の必要条件にはなっていないが、十分条件にはなっている。

- 1) http://www.jimin.jp/jimin/shin_kenpou/shiryou/index.html。(2006年4月5日閲覧)
- 2) さしあたり、渡辺治編著『憲法「改正」の争点 資料で読む改憲論の歴史』(旬報社、2002)43頁を挙げるだけで十分であろう。
- 3) この点は、憲法改正の限界の問題と関連してくるが、本稿では取り上げない。
- 4) 自民党憲法調査会憲法改正プロジェクトチーム「論点整理」(2004年6月10日)は、「本プロジェクトチームの議論は、結果的に「新憲法を制定すべきである」という方向性を示すものとなった。もちろん、近い将来に行われるであろう現実的な憲法改正は、両議院の3分の2以上の多数の合意が必要であることから、各党間の具体的な憲法改正協議によっては、必ずしも全面改正という形にならない可能性も否定できない。しかし、わが党が志向するあるべき新憲法の全体像を示すことは、公党としての国民に対する責務であると考え、これまでの議論を取りまとめ、この「論点整理」を作成した。」としているし、民主党憲法調査会「創憲に向けて、憲法提言 中間報告」(2004年6月22日)は、「前に向かって 歩み出す勇氣と、日本が国際社会の先陣を切る決意で、21世紀の新時代のモデルとなる、新たなタイプの憲法を構想する 地球市民的想像力」を強調していた。
- 5) 自民党前掲「論点整理」。
- 6) 民主党前掲「中間報告」。
- 7) 朝日新聞2004年8月10日朝刊。
- 8) 朝日新聞2004年8月11日朝刊。
- 9) インタビュー「憲法常識欠く自民の改憲論議」世界週報2006年1月3日10日合併号47頁。
- 10) この点が見られる珍しい例が、日本経団連の「わが国の基本問題を考える これからの日本を展望して」である。そこでは、「当面、最も求められる改正は、現実との乖離が大きい第九条第二項(戦力の不保持)ならびに、今後の適切な改正のために必要な第九六条(憲法改正要件)の二点と考える。まず、これらの改正に着手し、あわせて、(中略)これ以外の憲法上の論点について、議論を展開していく必要があるのではないだろうか」としている。もちろん、この文書も、改憲対象を上記二点に限定しているわけではなく、全面的な改憲を志向している。
- 11) 渡辺治『憲法「改正」軍事大国化・構造改革から改憲へ(増補版)』(旬報社、2005)76-79頁。
- 12) 同81-87頁。

- 13) 中島徹「改憲構想における生存権と社会保障」全国憲法研究会編『憲法改正問題』(法律時報増刊, 2005) 227頁以下。
- 14) 新ガイドライン=周辺事態法による, 自衛隊出動範囲の周辺事態への拡大から, 日米安全保障協議委員会(2プラス2)合意「日米同盟: 未来のための変革と再編」(2005年10月29日)による, 「地域及び世界の安全保障環境の変化に同盟を適応させ」, 「地域及び世界における共通の戦略目標を追求するため」の緊密な協力(外務省仮訳, 傍点筆者)へと, 発展している。
- 15) 前掲『憲法改正問題』231頁。
- 16) 中島氏は, 前掲論文では, 日本型「福祉国家」と表記している。これは, 日本は福祉国家に値しないという氏の診断に基づく表記である。筆者は, さしあたり福祉国家の「日本の特殊性」の強調と, エスピン・アンデルセンの示した「福祉国家レジーム」論に依拠することによって, 「日本型」福祉国家, と表記する。もちろん, どちらの表記が正確かなどということは, 筆者にとっても, おそらく中島氏にとっても, どうでもいいことであろう。
- 17) この点は, よく指摘されているところであるが, さしあたり, 二宮厚美「現代日本の企業社会と福祉国家の対抗 社会保障の視点から」渡辺治, 後藤道夫編『[講座]現代日本4 日本社会の対抗と構想』(大月書店, 1997年)382頁以下。そして, もちろんこれは労使の力関係に影響されるので, 社会保障を完全に代替するとは限らない。
- 18) Jean-Marie Pontier, 'De la solidarité nationale', *R. D. P.*, 1983, p. 924.
- 19) 以上, スウェーデンの実際について, 社会保障研究所編『スウェーデンの社会保障』(東京大学出版会, 1987年)参照。
- 20) 竹崎孜『スウェーデンの税金は本当に高いのか』(あけび書房, 2005年)101頁以下。
- 21) 近年では, これに加えて, 財政赤字を考慮して補正した「潜在的国民負担率」が比較の対象とされることが多い。この場合は, スウェーデンが0.1%, 日本は11%の財政赤字対国民所得比が加えられ, 日本の国民負担率がさらに上昇する。
- 22) 例えば, 加藤淳子「福祉国家の税収構造の比較研究 OECD 18カ国と新興産業国」一橋大学経済研究所「世代間利害調整プロジェクト(特定領域研究)」発行ディスカッションペーパー No. 40。なお, スウェーデンの付加価値税の税率は, 対象品目によって, 25%, 12%, 6%, 課税なし, の四段階である。
- 23) 竹崎前掲書49頁。
- 24) 最近の国民年金保険料滞納問題は, この側面を表している。
- 25) 竹崎前掲書25頁。
- 26) 同27頁。
- 27) G. エスピン-アンデルセン(岡沢憲英・宮本太郎監訳)『福祉資本主義の三つの世界比較福祉国家の理論と動態』(ミネルヴァ書房, 2001年)日本語版への序文 xiii。
- 28) エスピン-アンデルセン前掲訳書22-31頁, 66-84頁。なお, 日本型については, 近年, 「家族主義」という第四の類型を与える興味深い研究がある。新川敏光『日本型福祉レジームの発展と変容』(ミネルヴァ書房, 2005年)。
- 29) 例えば, 二宮厚美『現代資本主義と新自由主義の暴走』(新日本出版社, 1999年)。

改憲動向のなかの社会権の位置（多田）

- 30) 前掲『憲法改正問題』付属の資料（405頁）に拠った。
- 31) もちろん、最高税率75%というのは、最高税率に相当する所得の75%が税金として持っていかれる、という意味ではない。
- 32) 2007年から最低税率を5%にする所得税法の改正が、2006年3月31日に成立した。
- 33) 税制調査会「平成17年度の税制改正に関する答申」2004年11月25日。
- 34) 大須賀明『生存権論』（日本評論社、1984年）71頁以下。
- 35) 宮沢俊義『憲法〔新版〕』（有斐閣、1974年）27頁、芦部信喜『憲法学 人権総論』（有斐閣、1994年）19頁以下。
- 36) 小林直樹『（新版）憲法講義（上）』（東京大学出版会、1980年）272-273頁。
- 37) 最大判1967年5月24日判時481号9頁。
- 38) 近年の構造改革のスローガンの一つとして「官から民へ」というものがあるが、国が所得の再分配とは関係のない事業を行っていたからこそ、このスローガンは説得力を持つのであろう。郵便局（郵政公社）が行っていた簡易保険（貯蓄性保険商品）は、その典型と言える。しかし、スウェーデンのように将来の生活が国によって保障されているのであれば、このような商品を購入する必要もないはずで、社会保障政策を十分に行わないで、このような保険商品を国が販売するというのが、福祉国家・社会国家の意義との関係で問題にされねばならないのではないか。
- 39) 「別の個人から提供される資源を配分する媒介装置」としての福祉国家のあり方を追求するものとして、遠藤美奈「「健康で文化的な最低限度の生活」の複眼的理解」齋藤純一編著『講座福祉国家のゆくえ5 福祉国家/社会連帯の理由』（ミネルヴァ書房、2004年）。
- 40) 国民年金や国民健康保険は、事業者負担はないが、国庫負担がある。
- 41) 生活必需品目を非課税にすることによって、逆進性は緩和される。
- 42) 厳密に言えば、例えば特別養護老人ホーム入所者については全額自己負担原則の「費用徴収制度」があったが、この部分の負担は逆に軽減された。
- 43) 岸田孝史『措置制度と介護保険 公的責任制度の再構築をめざして』（萌文社、1998年）24頁。なお、「自立性の阻害」は運用上の問題であって、制度内在の問題ではない。
- 44) 現行の介護保険は、利用者自己負担1割を除く残りの9割のうちの半分を、国庫及び自治体財政から拠出しているため、その部分はなお、所得の再分配は残っているとは言える。
- 45) 例えば、横山寿一『社会保障の市場化・営利化』（新日本出版社、2003年）参照。
- 46) 前述朝日訴訟最高裁判決。
- 47) 堀木訴訟最高裁判決、最大判1982年7月7日判時1051号29頁。
- 48) 西部邁『わが憲法改正案』（ビジネス社、2004年）所収。
- 49) 渡辺前掲『憲法「改正」の争点』49-50頁。渡辺氏のこの見方は、最近では、社会統合「再建」のための新たな国家構想の二つのタイプとして語られる。渡辺前掲『憲法「改正」（増補版）』87頁以下。なお、二宮厚美氏は、新国家主義と伝統的国家主義とに分けて三潮流と見る。二宮『憲法25条+9条の新福祉国家』（かもがわ出版、2005年）12頁。
- 50) 宮沢前掲『憲法』434頁では、社会権を扱う章の冒頭で、「日本国憲法は、社会国家の理念に仕える」と述べられている。
- 51) 木村周一郎『ドイツ福祉国家思想史』（未来社、2000年）16頁。

- 52) 例えば、藤原正彦『国家の品格』(新潮新書, 2005年)。
- 53) 西部前掲書181-182頁。
- 54) 西部氏の改憲案は、その十三条で、国防の責任、納税の責任、教育を受けさせる責任、法の秩序に従う責任を挙げる。第四のものは、国民の訴えに基づく違憲審査制度の発動を弱めるものであると同時に、十四条で、「責任を果たさないことにたいする制裁」を挙げている(西部前掲書167-172頁)ことは、健康保険料を納めないものに対する健康保険証の不交付を想起させる。
- 55) 大原康男、百地章ほか『新憲法のすすめ 日本再生のために』(明成社, 2001年)所収。
- 56) 読売新聞2004年5月3日朝刊。
- 57) 同「憲法改正 2004年試案のポイント」。
- 58) 読売案に対して中島徹氏は、「二五条を徹底的にプログラム化する」ものだと評価している。中島前掲論文『憲法改正問題』228頁。
- 59) 横田耕一「国民の義務」前掲『憲法改正問題』190頁。
- 60) 芦部信喜(高橋和之補訂)『憲法 第三版』(岩波書店, 2002年)80頁。